

長野市保存樹木等樹木医診断・大規模剪定補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、保存樹木・樹林の倒木等による事故を防止し、市民等の安全を確保するため、長野市緑を豊かにする条例（平成6年長野市条例第37号）第10条第1項の規定に基づき、樹木医による調査診断及び剪定、枯枝の除去等の大規模剪定に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 樹木医 農林水産大臣告示に基づき、(財)日本緑化センターが行う資格審査に合格し、樹木医として登録された者をいう。
- (2) 公共用道路 国道、県道、市道等の公道をいう。
- (3) 公共用地 公園、学校その他の国又は地方公共団体が管理する土地をいう。

(補助金の交付対象者、対象経費等)

第3 補助金の交付対象となる者は、公共用道路及び公共用地内に倒木、枯枝の落下等の恐れがある保存樹木・樹林を所有し、又は管理している者（市税を滞納していない者に限る。）とする。

2 補助金の対象経費、補助率及び限度額は、次のとおりとする。

区 分	補助対象経費	補助率及び限度額
樹木医診断	樹木医による調査診断に要する経費 (保存樹木・樹林の現地調査、外観診断、診断書作成等)	経費の3分の2以内。ただし、4万円を限度とする。
大規模剪定	樹木医診断に基づいて行われる、倒木、枯枝の落下等を防ぐための剪定、枯枝の除去等に要する経費。ただし、補助対象経費が5万円以上のものとする。	経費の2分の1以内。ただし、25万円を限度とする。

3 補助金額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

4 前2項に掲げる補助金は、同一の保存樹木・樹林について特別な事情がない限り、補助金を交付した翌日から起算して3年間は、新たに交付することができないものとする。

(補助金の交付条件)

第4 規則第4条第2項に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大規模剪定後5年間は、樹木・樹林を伐採しないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2) 樹木・樹林の健全な育成を図るため、病虫害の防除等必要な維持管理を行うこと。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市保存樹木等樹木医診断・大規模剪定補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実施計画書

(2) 補助事業に係る見積書の写し

(3) 診断前の現場写真(樹木医診断の場合)

(4) 樹木医診断報告書及び大規模剪定前の現場写真(大規模剪定の場合)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市保存樹木等樹木医診断・大規模剪定変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市保存樹木等樹木医診断・大規模剪定中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市保存樹木等樹木医診断・大規模剪定実績報告書(様式4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実施明細書

(2) 補助事業に係る領収書の写し

(3) 樹木医診断報告書(樹木医診断の場合)

(4) 大規模剪定後の現場写真(大規模剪定の場合)

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市保存樹木等樹木医診断・大規模剪定補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成17年4月21日告示長野市告示第282号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月29日告示長野市告示第149号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。